

構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令案の概要

令和 5 年 7 月
地方創生推進事務局

1 府令案の趣旨

- 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 20 号。以下「改正法」という。）において、法人農地取得事業に係る農地法の特例措置を定めた国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 18 条を削除し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号。以下「構造改革特区法」という。）に新たに第 24 条として同等の特例措置を新設する等の措置を講ずることとなったところ。
- 本府令は、構造改革特区法に基づく特定法人による農地取得事業の実施に当たって必要となる所要の規定の整備を行うもの。

2 府令案の内容

- 構造改革特別区域法施行規則（平成 15 年内閣府令第 11 号）第 1 条においては、構造改革特区計画の申請に当たって、申請書に添付すべき図書を定めている。
- 特定法人による農地取得事業を定めた構造改革特区計画の認定に当たって、当該計画が円滑かつ確実に実施される見込みがあることを確認するため、以下の図書の提出を求める規定を追加することとする。
 - ・ 特定事業の実施主体である法人の名称、主たる事務所の所在地、その設立に当たって準拠した法令を制定した国及び主たる事業を記載した書類
 - ・ 法人の役員及び農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 17 条に規定する使用人の氏名、住所及び国籍等を記載した書類
 - ・ 法人の総株主の議決権の百分の五以上を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者の氏名、住所及び国籍等（株主等が法人である場合は、法人の名称、主たる事務所の所在地及びその設立に当たって準拠した法令を制定した国）を記載した書類
 - ・ 農地等の利用目的、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画における位置付けその他の営農を行おうとする地域の関係者との調整の状況及び作物の種類、取得しようとする農地等の所在地、面積及び所有者との調整の状況並びに農地等の所有権を法人に移転する契約の締結が見込まれる時期を記載した書類
 - ・ 法人が農地等の所有権を取得することが農業経営を行うために必要な理由を記載した書類
 - ・ 構造改革特区法第 24 条第 1 項第 1 号の契約を履行するために講じた財政上の措置の内容を記載した書類

3 スケジュール（予定）

公布日：令和 5 年 8 月下旬
施行日：令和 5 年 9 月 1 日